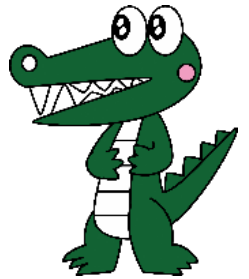
TOYONAKA CITY

豊中市部活動地域展開に関する説明会



















と、
ともに、
とよなか
TOYONAKA

録音・録画はご遠慮ください。

Contents

01　部活動地域展開を進める必要性

02　豊中市の部活動地域展開

03　とよチャレこれからの活動内容

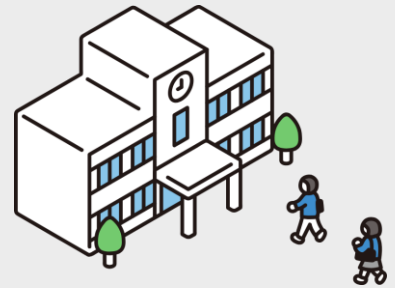
04　よくある質問

05　質疑応答

01 部活動地域展開を進める必要性

部活動とは

現在の位置づけ



部活動は教育課程外の活動であり、

生徒の自主性に基づく活動

- 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
 特に、**生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動**については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
 その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

参考：中学校学習指導要領(平成29年告示)文部科学省

部活動地域展開をめぐる動き

豊中市 TOYONAKA CITY

なぜ今、部活動の地域展開が議論されるのか(背景)

- 令和2年(2020年)　令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることに
 ※「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革について」(令和2年9月文部科学省)
- 令和4年(2022年)　休日の移行について、国として令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援
 ※「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)
- 令和7年(2025年)　令和8年度からの6年間を次期改革期間(仮称：「改革実行期間」)と設定し、新しい地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革の実行に向けて、これまでの取組を主体的に進めていき、地域展開を着実に進めることが最も重要
 ※「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議　最終とりまとめ」(令和7年5月地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議スポーツ庁)

部活動地域展開をめぐる動き

なぜ今、部活動の地域展開が議論されるのか(課題)

課題① 学校単位での活動維持が困難に

- 急激な少子化の進行（豊中市の中学生人口は2025年から2040年で約1000人減少見込み）
- 団体競技など、1つの中学校単独ではチーム編成や活動が困難なケースが既に増加
- 子どもたちの「やりたい活動」の選択肢が失われる危機



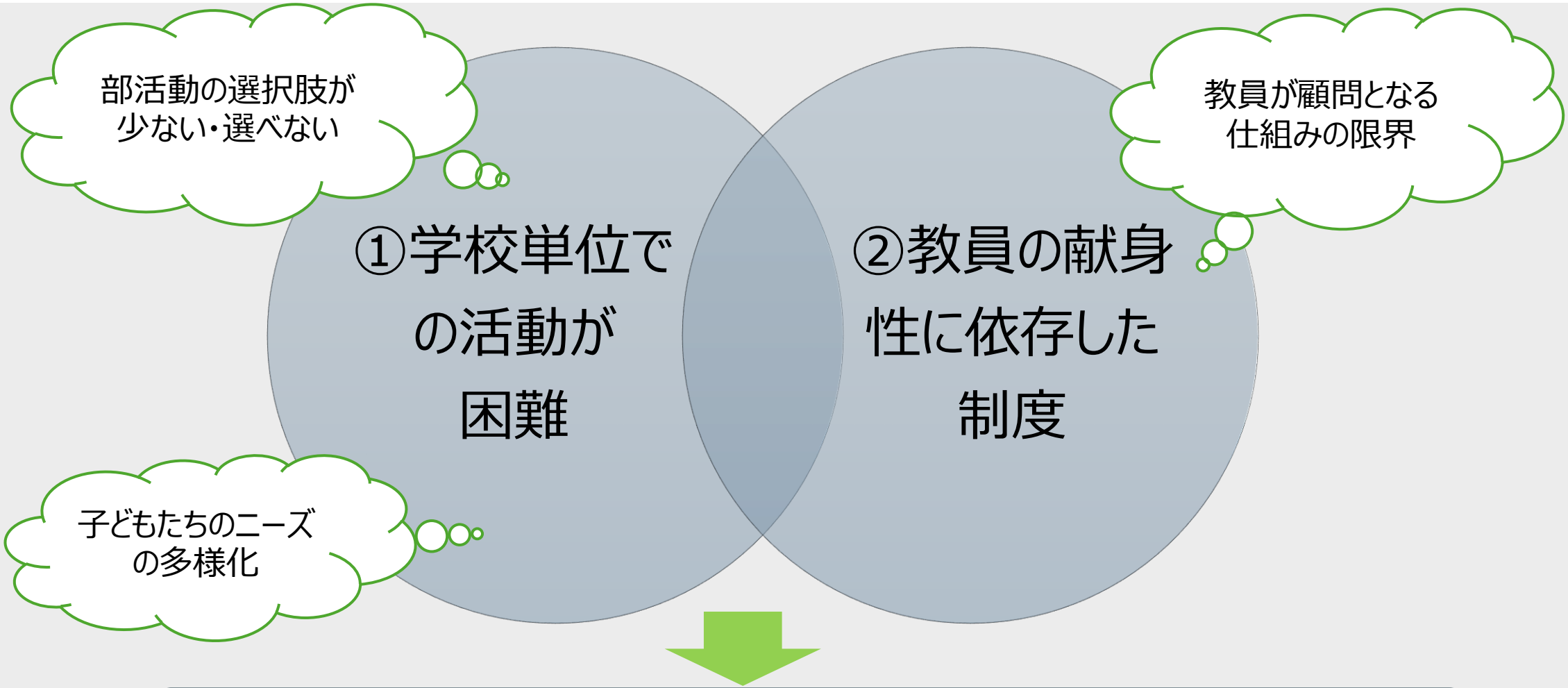
課題② 教員の献身性に依存した制度の限界

- 小学校教員と比べ中学校教員の長時間勤務が常態化
- 部活動顧問は法令上の業務命令ではなく、教員の「自発的な意思（ボランティア）」に依存している実態
- 未経験種目の指導による教員の心理的負担と、指導の質の担保の難しさ



※生成AIで作成しています

部活動地域展開を進める必要性



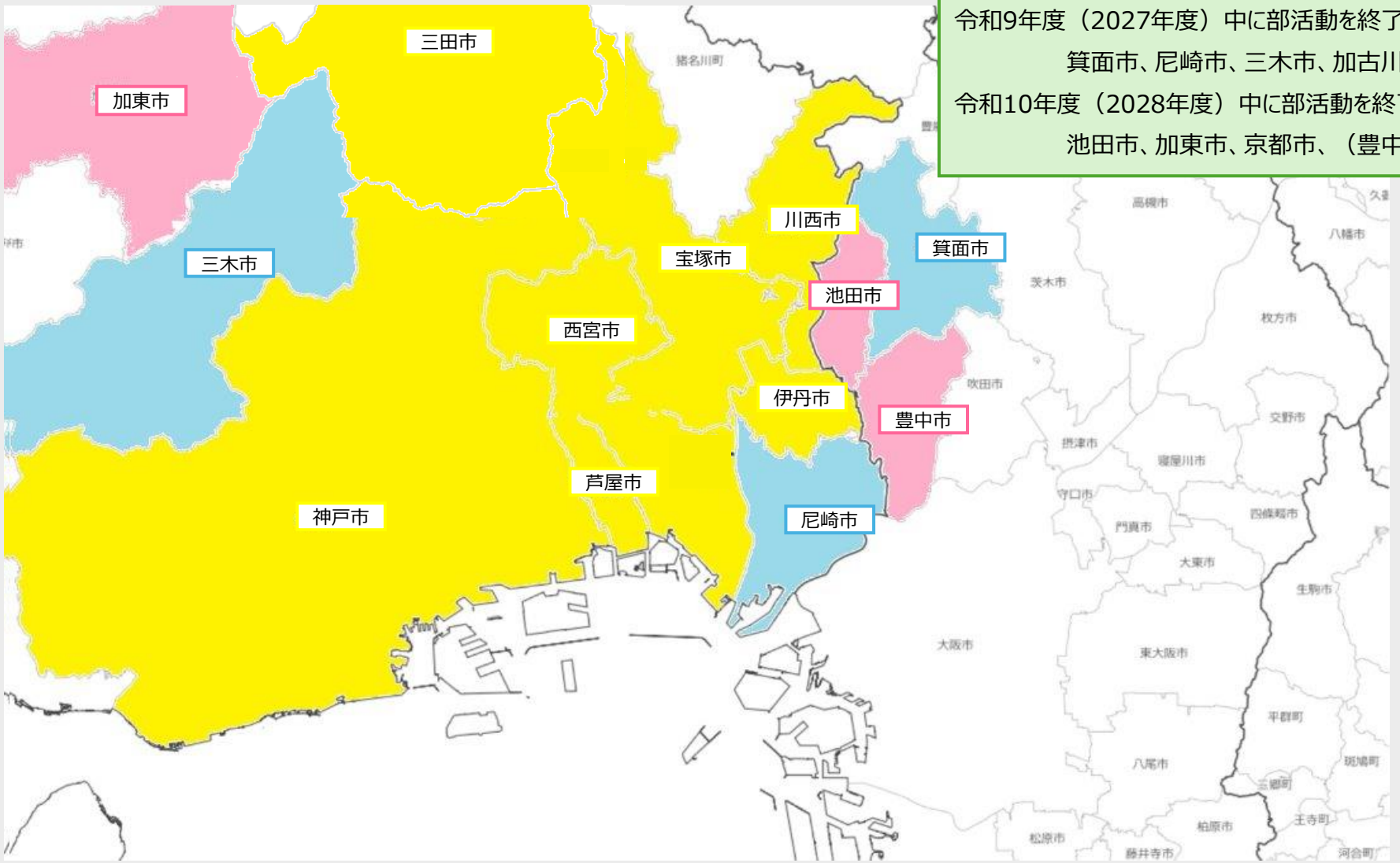
持続可能でない部活動から
持続可能な『新しい制度』への転換【とよチャレ】が必要

部活動地域展開を進める必要性

豊中市 TOYONAKA CITY

【近隣市の状況】

令和8年度（2026年度）中に部活動を終了し、地域クラブ活動へ
神戸市、西宮市、伊丹市、川西市、三田市、宝塚市、芦屋市等
令和9年度（2027年度）中に部活動を終了し、地域クラブ活動へ
箕面市、尼崎市、三木市、加古川市
令和10年度（2028年度）中に部活動を終了し、地域クラブ活動へ
池田市、加東市、京都市、（豊中市）



R8（2026）
R9（2027）
R10（2028）

02

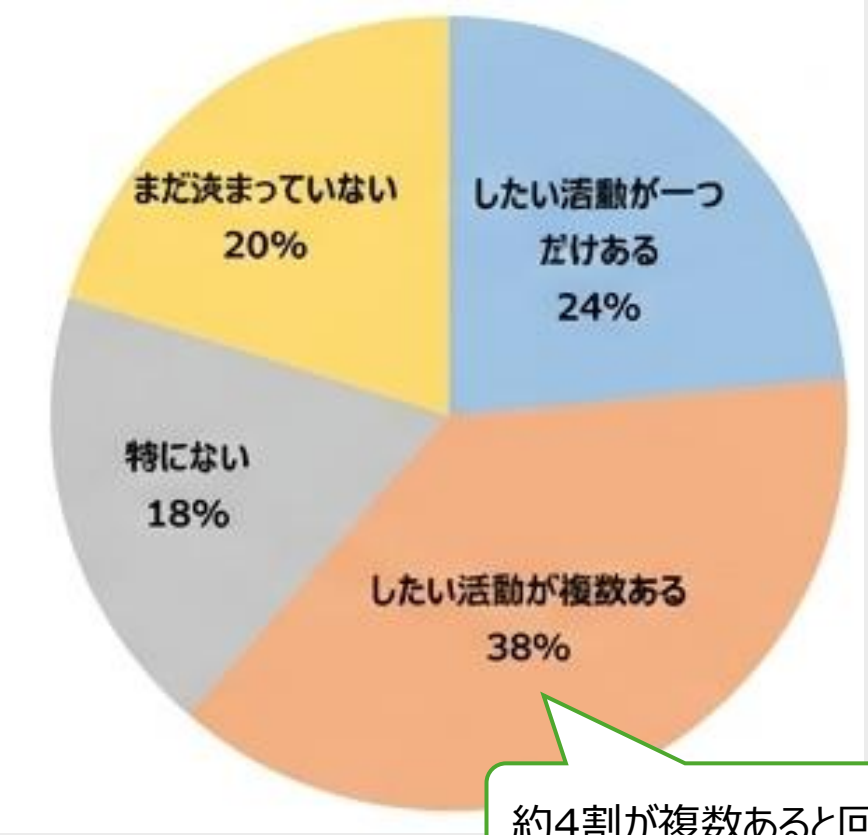
豊中市の
部活動地域展開

アンケートから見えた子どもたちのニーズ

豊中市 TOYONAKA CITY

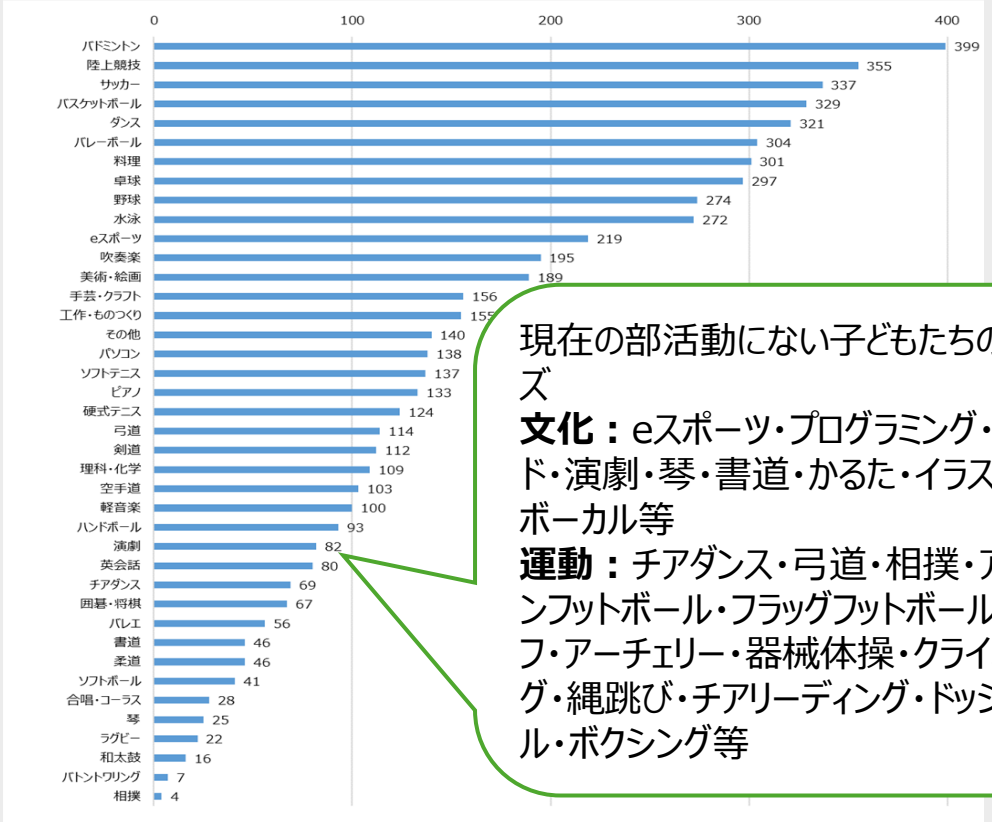
【小学生のニーズ～多様化する「やりたいこと」】

問：「中学生になったら、したい活動は？」



約4割が複数あると回答

現在の部活動ではカバーしきれない多様な関心



現在の部活動にない子どもたちのニーズ

文化： eスポーツ・プログラミング・バンド・演劇・琴・書道・かるた・イラスト・ボーカル等

運動： チアダンス・弓道・相撲・アメリカンフットボール・フラッグフットボール・ゴルフ・アーチェリー・器械体操・クライミング・縄跳び・チアリーディング・ドッジボール・ボクシング等

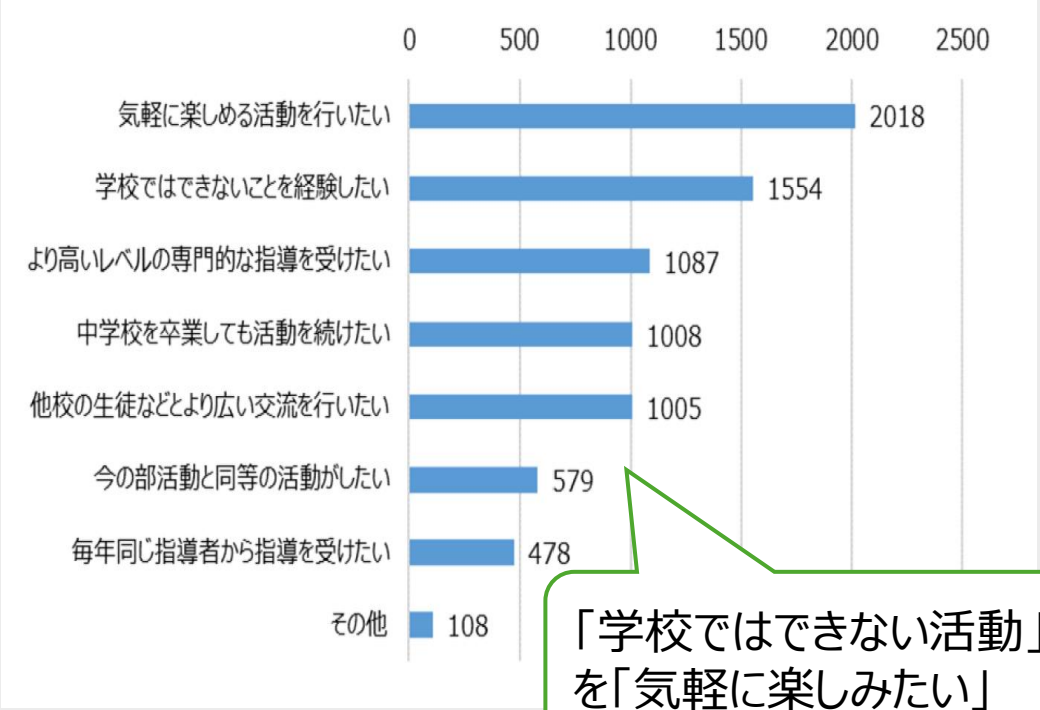
参考：令和7年度（2025年度）部活動地域展開に関わるアンケート調査結果報告書

アンケートから見えた子どもたちのニーズ

豊中市 TOYONAKA CITY

【中学生のニーズ～「技術向上」よりも「気軽に楽しむ」～】

問：「地域クラブ活動に求めることは？」



「学校ではできない活動」を「気軽に楽しみたい」

活動日数のニーズ～選べる選択肢へ～
問：「活動は週に何日くらいが理想的ですか」



※生成AIで作成しています

一律の活動日数ではなく、それぞれの生活スタイルに合わせて柔軟に「選べる」環境が求められている

今までの部活動の枠では子どもたちのニーズに応えるのは難しく、
子どもたちが主体的に選べる環境づくりが重要

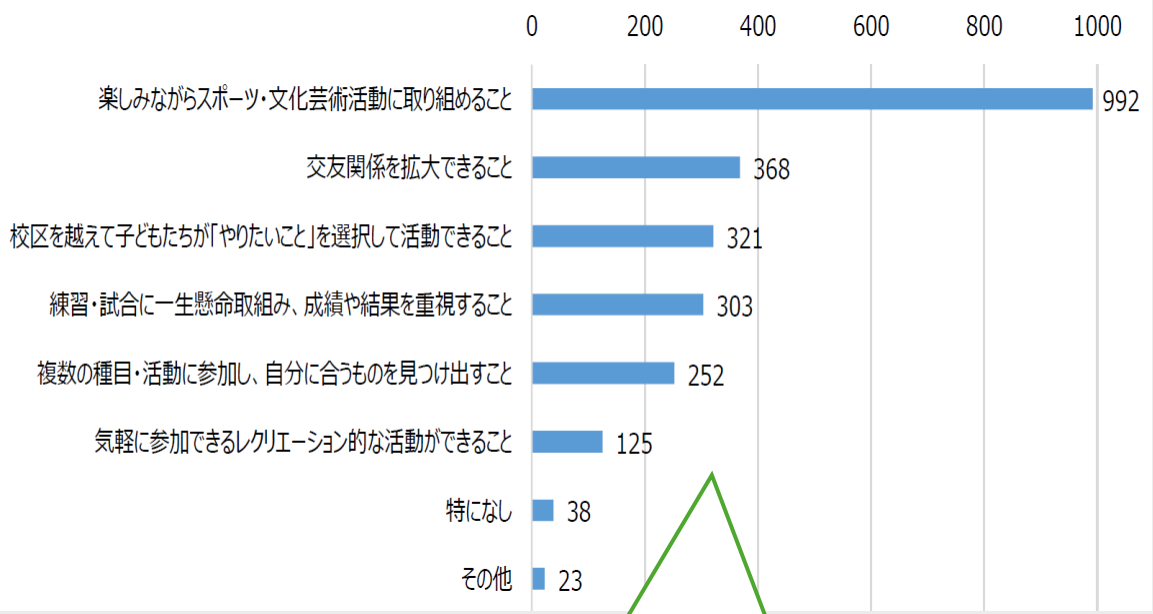


参考：令和7年度（2025年度）部活動地域展開に関わるアンケート調査結果報告書

アンケートから見えた子どもたちのニーズ

【保護者の期待～「技術向上」よりも「気軽に楽しむ」～】

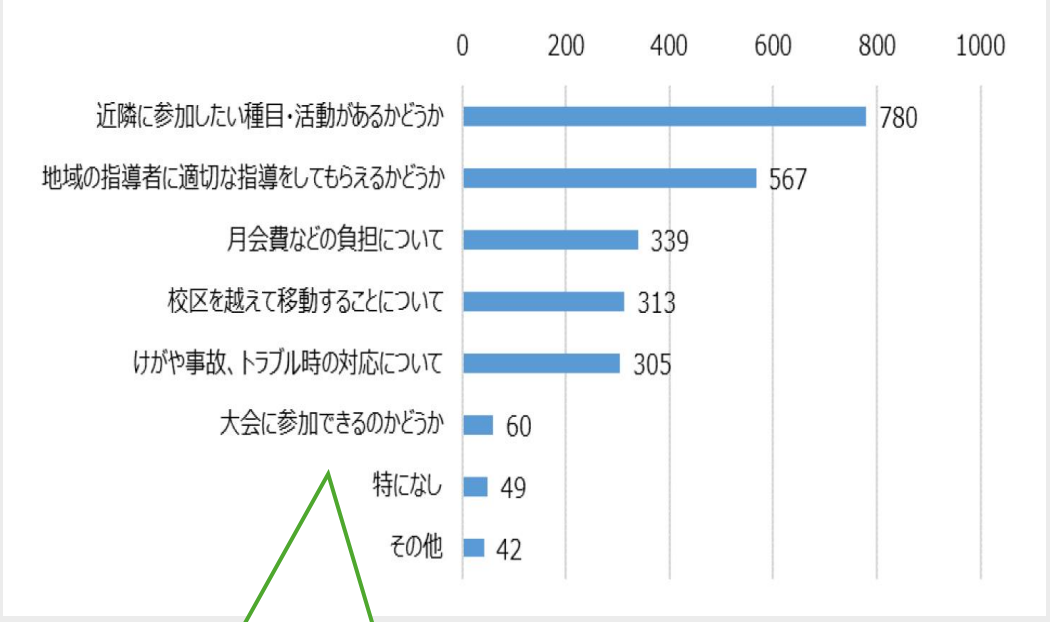
問：「地域クラブ活動に期待することは？(複数回答可)」



保護者も結果志向ではなく、「楽しさ」と「校区外への選択肢の拡大」を支持

問：「心配なことは？(二つまで)」

※令和7年度（2025年度）5.6年生保護者　回答者数　1,333人



近隣に参加したい種目や活動があるのか心配されている



参考：令和7年度（2025年度）部活動地域展開に関わるアンケート調査結果報告書

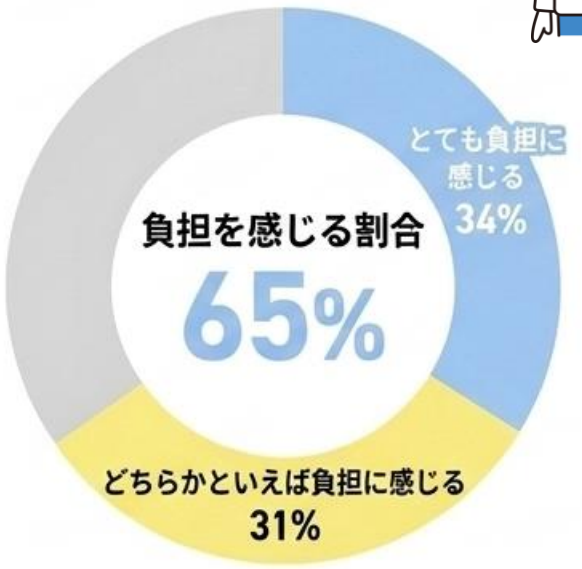
アンケートから見えた教員の思い

豊中市 TOYONAKA CITY

【教員の現状と願い～休養の確保と、質の高い教育活動の両立へ～】



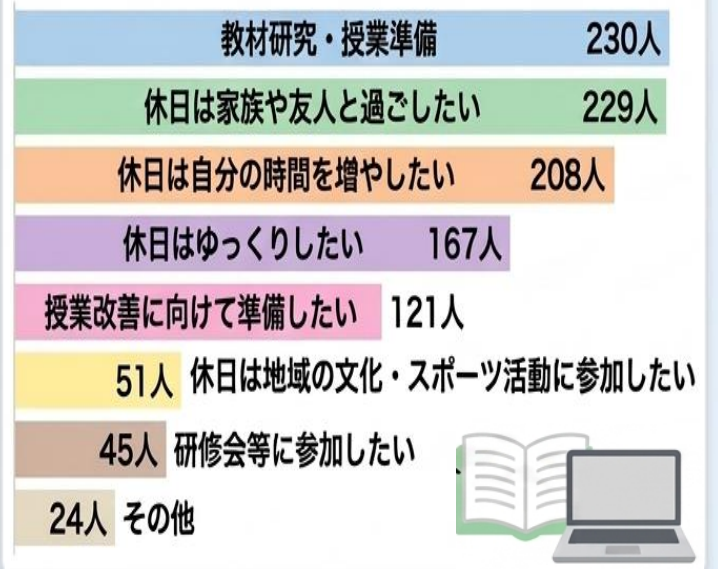
負担



原因



願い



※生成AIで作成しています

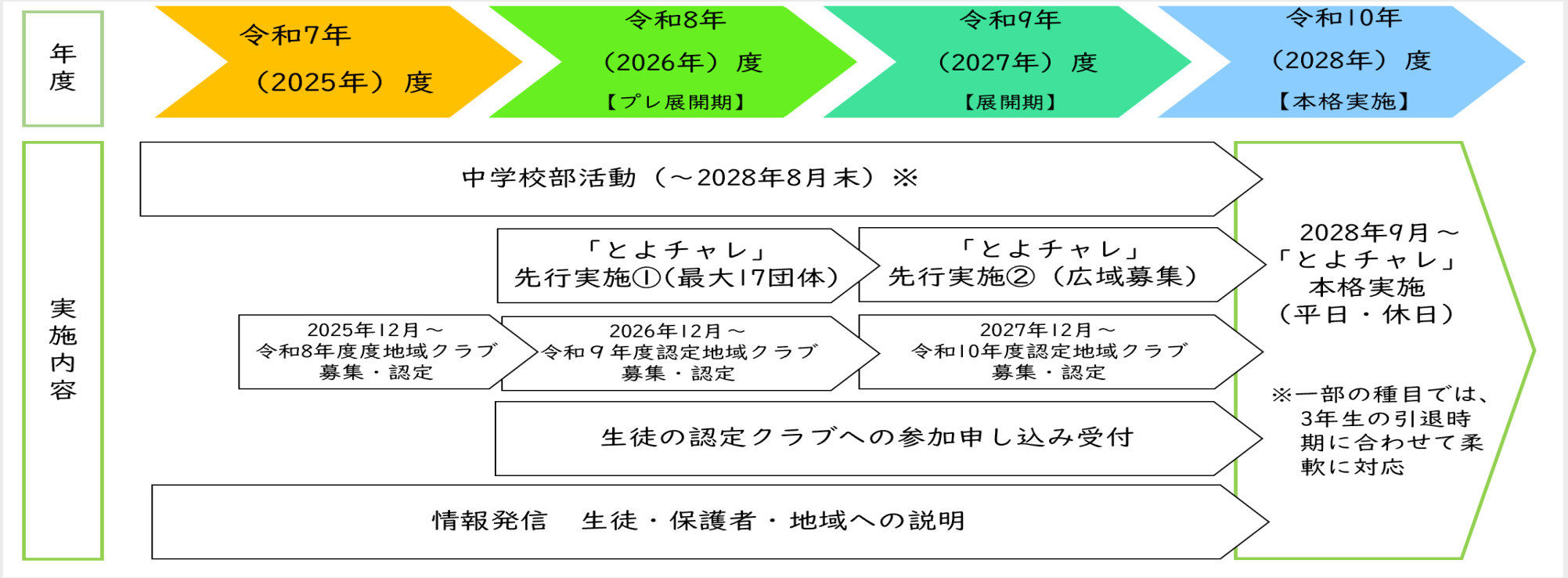
自分自身の生活を大切にできる環境を創出することは、教員が豊かな感性を持って、本来の業務である「授業づくり」に注力するために必要であると考えます。



参考：令和7年度（2025年度）部活動地域展開に関わるアンケート調査結果報告書 中学校・義務教育学校後期課程 教員 回答者数 465人

豊中市の部活動地域展開のおおまかな流れ

豊中市 TOYONAKA CITY



- 令和8年（2026年）度の中学1年生が3年生になり、概ね部活動を引退する**令和10年（2028年）8月末をもって部活動を終了します。**
 一部の部活動では、3年生の引退時期に合わせて柔軟に対応します※１
- **部活動終了後の新しい活動機会として「豊中市認定地域クラブ」による「とよチャレ」をスタートします。**※２

※１部活動によっては、夏以降も３年生が引退せずに活動する場合があるため、そういった部活動は**個別の事情を考え**て、活動期間を延長することもあります。

※２豊中市では、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、生徒が地域の方々とともに活動する**「とよチャレ」**を開始します。また、この活動が**とよなか**の子どもたちにとって主体的に多様な活動に**チャレンジ**できる場になるよう願いを込め、豊中市地域クラブ活動の愛称を**「とよチャレ」**としました。

「とよチャレ」のイメージ

豊中市 TOYONAKA CITY

【新しい放課後・休日のカタチ「とよチャレ」がはじまります！】



中学校部活動



認定地域クラブ

子どもたちの「やってみたい」を、地域全体で応援する
豊中市地域クラブ活動チャレンジ推進事業（とよチャレ）へ移行します。



「主体的に選べる」

学校の枠を超えて、自分の興味関心に合わせて「楽しみたい」「挑戦したい」活動を自由に選べる環境。



「活動に合わせたサポート」

専門指導を求める活動から、レクリエーションとして仲間と楽しむ活動まで、多様なニーズに対応し、市が安全・安心を支える。
（※全てのクラブが専門指導を行うわけではありません）



「交流の拡大」

校区や世代を超えた交流により、子どもたちの社会性や協調性を育む。

※生成AIで作成しています

◆「豊中市認定地域クラブ」制度の導入
競技力向上のみを目的とした民間スクール等とは区別し、教育的意義を持つ質の高い活動を担保するため、国と市の要件に基づき公的な「認定」を行う仕組みをスタートします。

「とよチャレ」のイメージ


学校
教員が指導するクラブ
地域
多世代で活動できるクラブ
大学等
将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的
従来の部活動の枠にとらわれない新しい活動
プロコーチが指導する競技性の高いクラブ
今までの部活動にはなかったクラブ
行政
企業
民間団体
アートや写真など余暇を充実させるようなクラブ
家庭

「とよチャレ」のイメージ

豊中市 TOYONAKA CITY

【従来の部活動との違い】

	部活動	とよチャレ
運営主体	学校	認定を受けた地域団体
指導者	教員 部活動指導員など	多様な人材 希望する教員（兼職兼業）
参加者	在籍学校の生徒 （拠点校部活動に参加する他学校の生徒）	学校・地域に関係なく希望する生徒や、その団体で活動している人
活動場所	学校施設	学校・地域の諸施設
費用負担	一部実費	月会費など
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険など

子どもたちにとって主体的に多様な活動にチャレンジできる場になるよう願いを込め、豊中市地域クラブ活動の愛称を**「とよチャレ」**としました。

【とよチャレの活動イメージ(例)】

活動の種類（実施主体）	活動の主な目的	特徴
主に技術・技能向上をめざすクラブ	技術・技能向上	専門的な指導者のもと、行われる活動
特定の競技等に専念するクラブ	大会・発表・コンクール等で良い成績をめざす	専門的な指導者のもと、行われる活動
主にスポーツ・文化活動に親しむことを目的としたクラブ	機会確保 親しむ・楽しむ	趣味を一緒に楽しむような活動
レクリエーションクラブ	趣味を楽しむ多様な交流	

「とよチャレ」のイメージ

豊中市 TOYONAKA CITY

【どのような団体が「認定」されるのか？？】

①教育的意義の継承
- 一部の選抜ではなく、誰もが主体的に参加できる機会の保障
- 多様な選択肢と豊かな体験の提供
- 営利を主目的とせず、可能な限り低廉な参加費の設定

②安全・安心の確保体制
- 暴力・暴言・ハラスメントの根絶
- 熱中症対策、AED設置場所の把握等の安全管理
- 事故時の責任明確化と、指導者・参加者の保険加入必須

③指導体制とガバナンス
- 責任者や指導者等、複数スタッフによる運営体制
- 指導者のコンプライアンス等に関する所定研修の受講必須
- 透明性のある会計処理

④学校・地域との連携
- ガイドラインに沿った適切な活動時間と休養日の設定（早朝練習不可等）
- 学校行事や定期考査等への配慮と、活動拠点校との適切な情報共有

※生成AIで作成しています

03

とよチャレこれからの活動内容

豊中市で予定している支援(案)

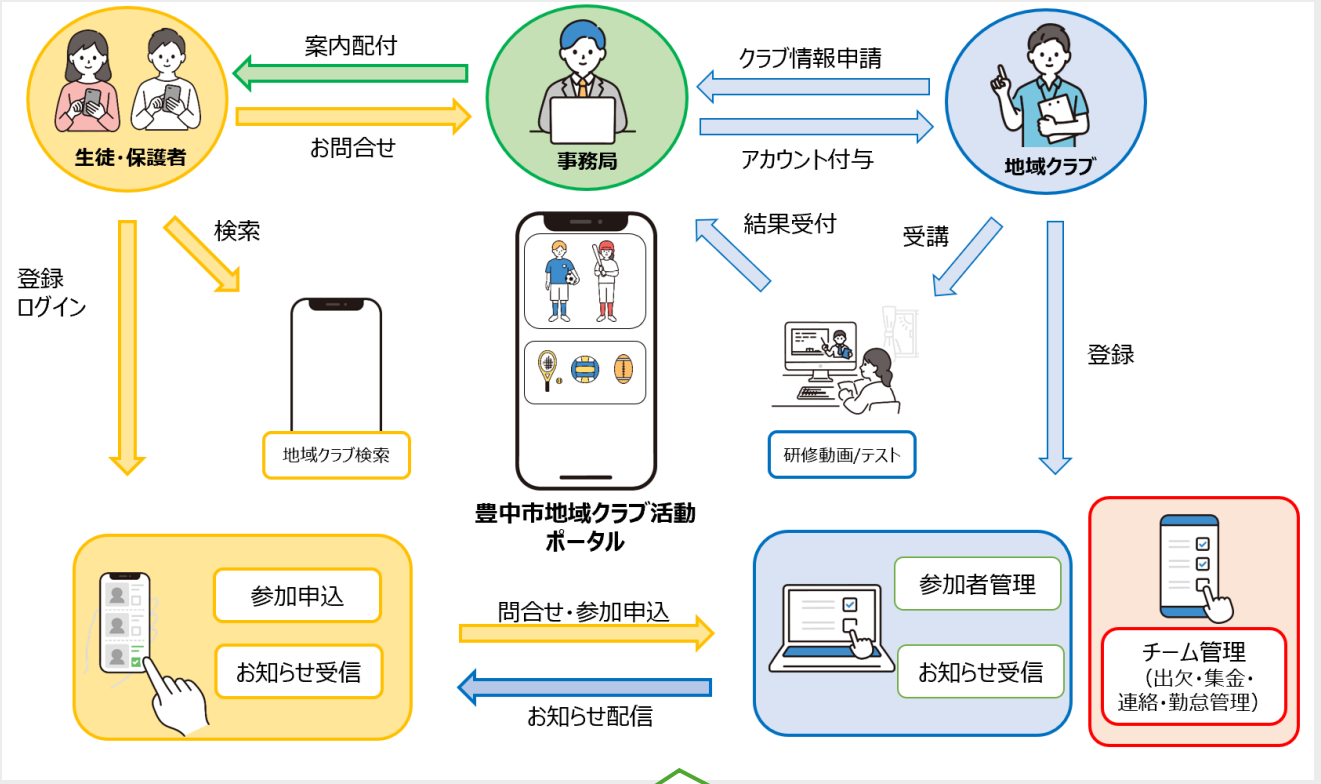
豊中市 TOYONAKA CITY

【①ICT活用による「探しやすさ・安心感・効率化」】

●ポータルサイトの導入
・クラブ選びや連絡をスムーズにするため、情報発信機能（とよチャレポータルサイト ）や連絡ツール(とよチャレクラブ連絡アプリ)を導入します。

・保護者や生徒はスマートフォン等から簡単にクラブを検索・申込でき、出欠連絡や集金などもアプリで一元管理されます。

・団体は認定申込やチーム管理(生徒の出欠や集金・指導者の勤怠管理等)をアプリで一元管理できます。



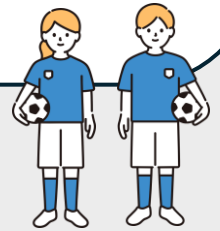
【ポータルサイト構築図】(イメージ)

団体の申込…12月頃予定
生徒・保護者…来年度当初予定

豊中市で予定している支援(案)

【②安心・安全な活動環境の整備(施設面)】

●移動式投光器(LED)の設置
・夜間や冬季でも「安全に活動できる」環境整備のため、市内中学校・義務教育学校の運動場に移動式投光器を配備します。
・学校施設を有効活用し、施設利用料を抑えることで、家庭の経済負担の軽減にもつなげます。





豊中市で予定している支援(案)

【③会費に対する支援】

●月額会費の補助の検討
・お金がかからない部活動が多くある中で、地域クラブとして会費の設定がしにくいことから、保護者に対して月額会費の補助を検討しています。これにより持続可能な団体運営に繋がると考えています。

【④その他の支援】

●中学校施設の先行予約(年間調整)及び施設利用料の免除、空調代の減免の検討
●希望する教職員は、兼職兼業の許可を受けたうえで指導が可能



今後の市立中学校施設の使用について

豊中市 TOYONAKA CITY

・「とよチャレ」は市が認定する公的な活動です。そのため、豊中市認定地域クラブの意向を聞き取り、事務局が「年間調整」を行い、中学校施設(義務教育学校大アリーナも含む)を優先的に使用します。
・「年間調整」で確定した枠以外の「使用対象日」については、引き続き学校開放団体が使用可能です。
(小学校施設は豊中市認定地域クラブ優先使用の対象外です。)

令和9年度～令和10年度夏頃まで(展開期)

施設		午前	午後	放課後	夜間
体育館	平日	授業		「部活動」	「とよチャレ」 (or「開放※」)
	土日祝	「部活動」or「とよチャレ」(or「開放」)			「とよチャレ」(or「開放」)
グラウンド	平日	授業		「部活動」	「とよチャレ」
	土日祝	「部活動」or「とよチャレ」(or「開放」)			「とよチャレ」(or「開放」)
多目的室等	平日	授業		「部活動」	「とよチャレ」
	土日祝	「部活動」or「とよチャレ」			「とよチャレ」

令和10年度夏頃～(本格実施)

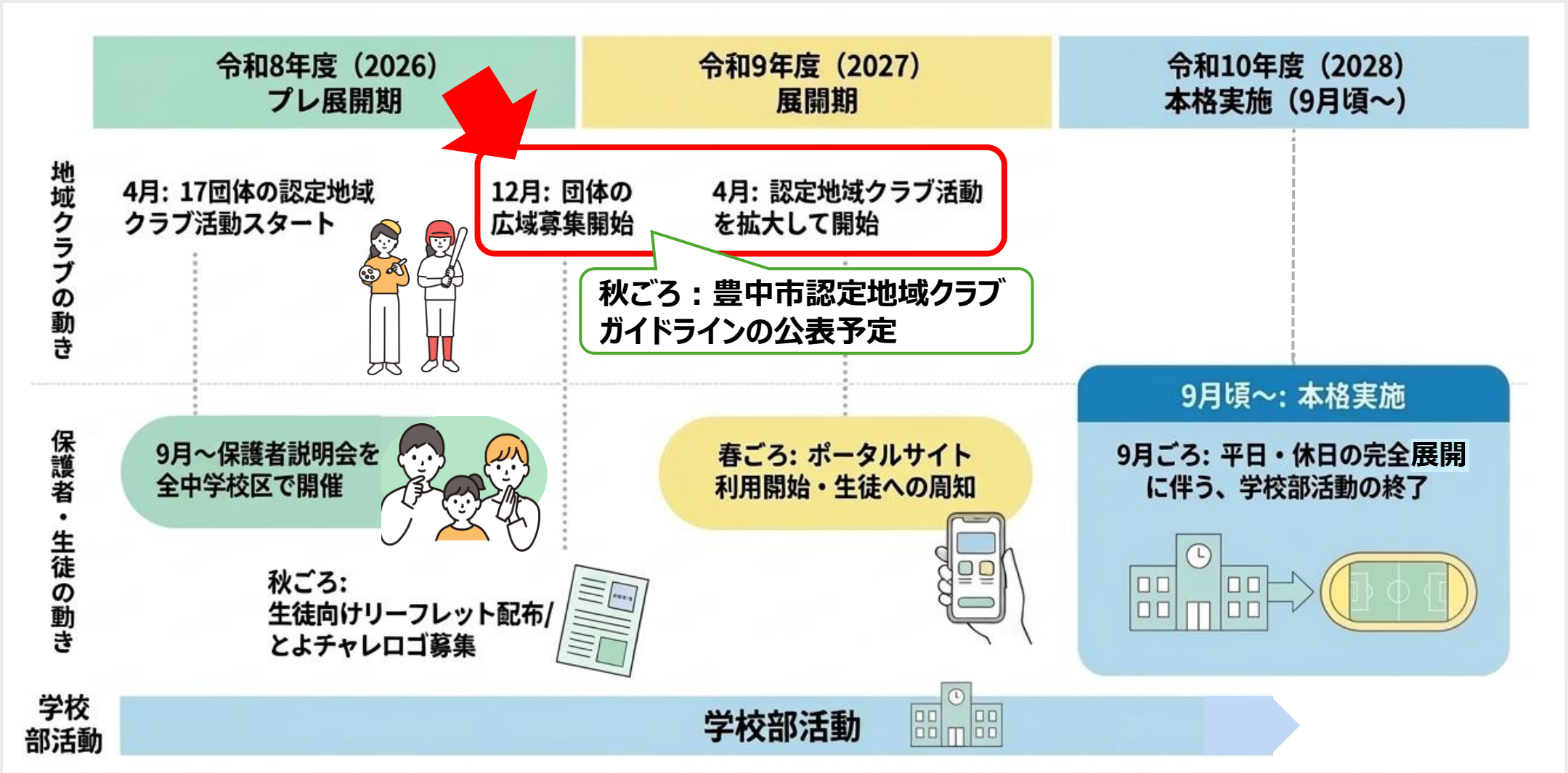
施設		午前	午後	放課後	夜間
体育館	平日	授業		「とよチャレ」	「とよチャレ」 Or(「開放※」)
	土日祝	「とよチャレ」or(「開放」)			「とよチャレ」or(「開放」)
グラウンド	平日	授業		「とよチャレ」	「とよチャレ」
	土日祝	「とよチャレ」or(「開放」)			「とよチャレ」or(「開放」)
多目的室等	平日	授業		「とよチャレ」	「とよチャレ」
	土日祝	「とよチャレ」			「とよチャレ」

・学校部活動と並走する令和10年夏頃までは、部活動が優先されます。

※ 市立学校講堂設備使用団体も含む。

今後のスケジュール

豊中市 TOYONAKA CITY



※生成AIで作成しています

04 よくある質問

よくある質問



Q 中学校施設で現在使用している**使用対象日**(時間帯)はどうなりますか？

A 今後は、市が認定した「豊中市認定地域クラブ」の活動(とよチャレ)が、**中学校施設の使用において最優先されます。**具体的には、平日の夜間や休日の部活動のない時間帯について、認定地域クラブが予約を行い、優先的に使用することになります。学校開放団体の皆様は、認定地域クラブ活動のない時間帯を使用していただく形になります。

Q 今の団体がそのまま「豊中市認定地域クラブ」になることはできますか？

A 認定要件をクリアすれば可能です。認定を受けるには、「営利を主たる目的をしないこと」「複数のスタッフ(代表・指導・会計等)による運営」「適切な会計管理と情報公開」「体罰・ハラスメントの根絶」等、市が定める認定要件を満たす必要があります。
（詳細はガイドラインを確認してください。）

よくある質問

Q 認定地域クラブの活動できる日数や時間に制限はありますか？

A 生徒の心身の成長と健康を守るため、以下のガイドラインが定められています。

・基本的に**自由参加を原則**とし、競技志向の強弱に関わらず、生徒の志向や体力等の状況に応じた適切な活動時間となるよう、**活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内(練習試合も含む)**とし、**最大週当たり11時間程度**の範囲内とします。そのうえで、短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行います。

※休日のみ「豊中市認定地域クラブ」の活動を実施する場合には、原則として、少なくとも１日以上の休養日を設ける必要がありますが(土日どちらかの活動)、**週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能です。**



よくある質問

Q 認定地域クラブの活動場所はどのように確保するのですか？これまでの開放委員会での決め方と同じですか？

A これまでの開放委員会で決定する方式ではなく、事務局にて「年間調整」を行います。

・事務局による一括調整：「豊中市認定地域クラブ」としての認定を受ける際、ポータルサイトから希望する中学校施設(第三希望までを想定)と活動曜日などを申し込みます。

・調整のタイミング：事務局が毎年年度末に、次年度の活動場所を一括して調整します。月毎の調整や抽選といった各団体の事務負担を軽減し、年間を通じた安定的な活動状況を確保します。

・配置の最適化：生徒が多様な種目に参加できるよう、特定の学校に希望が集中した場合は、事務局から空き枠への移動を依頼することがあります。

・分割での利用について：これまでの部活動と同様に、体育館やグラウンドを複数のクラブで譲り合って分割利用することが前提となります。

よくある質問

Q 学校体育施設開放事業使用団体と「豊中市認定地域クラブ」は兼ねることができますか？

A 「豊中市認定地域クラブ」の学校施設利用は、本市の部活動地域展開を推進するための制度に基づくものであり、学校体育施設開放事業とは別制度です。
そのため、**「豊中市認定地域クラブ」と学校体育施設開放事業使用団体を併せて登録することはできません。**
既に小学校における学校体育施設開放事業使用団体として登録されている団体が「豊中市認定地域クラブ」となる場合は、学校体育施設開放事業使用団体とは別のクラブ（クラス）として新たに認定を受けるか、既存団体を「豊中市認定地域クラブ」へ完全に移行する必要があります。**なお、「豊中市認定地域クラブ」は小学校施設を利用することはできません。**

※別のクラブ（クラス）として新たに認定を受ける場合、既存の学校体育施設開放事業使用団体の子どもの兼部はできません。
※市立学校講堂設備使用事業も含みます。

次ページ　具体的なフローチャート→

よくある質問

学校開放事業と「認定地域クラブ（とよチャレ）」の関係について

現在の学校開放団体の皆様へ、今後の活動の選択肢がわかるフローチャートです。



【スタート】
現在の「学校開放団体」

【判定1】
中学生を対象とした「認定地域クラブ」になりたいですか？

NO

「学校開放団体」として活動を継続

そのままの形態で活動を続けます。

※中学校施設は、認定地域クラブの年間調整後の「空き枠」での利用となります。

YES



【判定2】
現在、小学校の開放事業を利用していますか？

NO（中学校のみ利用）

「認定地域クラブ」へ完全移行

中学校の開放団体から、認定地域クラブへと完全に切り替わります。

※中学校の開放団体との重複登録はできません。

YES（小学校も利用中）

以下の2つの選択肢から、団体に合った方法を選べます

選択肢A：団体ごと「認定地域クラブ」へ移行する

※中学校施設を優先利用できますが、小学校施設は利用できなくなります。

選択肢B：「別団体(別クラス)」として分ける

小学生は「小学校開放団体」、中学生は「地域クラブ」として分けて活動します。

※生徒の兼部はできません。（開放団体と地域クラブの両方に所属することは不可）

※生成AIで作成しています

05

質疑応答